令和９年度　清水町立こども園入園児童募集要項

１　申し込み及び問い合わせ先

下記の必要書類を期日までに各こども園または子育て支援課へ提出してください。書類等は各こども園及び子育て支援課（保健福祉センター内）、町ホームページで配布しています。

◆申込期間・提出先

期　間：　令和８年１１月１３日（金）　～　令和８年１２月１１日（金）

提出先：　子育て支援課児童保育係　または　各こども園

【申込方法・保育料について】	・清水町役場　子育て支援課児童保育係 清水町南３条２丁目１番地　清水町保健福祉センター内 TEL：0156-69-2226
【教育・保育内容等について】	・清水町立しみず認定こども園 清水町南３条２丁目１番地　TEL：0156-67-9000 ・清水町立御影こども園 清水町御影東２条４丁目１番地　TEL：0156-63-2026

＜注意事項＞

- 今年度中（途中入園含む）に入園を希望する場合は、入園希望時期にかかわらず上記期間内に必要書類を提出してください。
- 申込期間を過ぎても申込みは受け付けますが、定員等の状況によりご希望の時期に入園できない場合があります。
- 町外からの転入を予定している方は、転入時期が決まり次第ご相談ください。

２　入園申込みができる方 と 教育・保育給付認定

入園申込みができる方は、清水町に住民票があり、次の各認定の認定要件に当てはまる方となります。

◆入園申込みができる方

認定区分		年齢	生年月日	保育の必要性
教育	１号認定	満３歳～就学前	４月入園：R3.4.2 ～ R6.4.1 途中入園：R3.4.2 ～ R6.10.1	不要
保育	２号認定	満３歳～就学前	４月入園：R3.4.2 ～ R8.4.1 途中入園：R3.4.2 ～ R9.4.1	**必要** 保護者（父母）が下記の保育の必要性のいずれかに該当する必要があります。
	３号認定	満 10 か月～満３歳		

◆入園時期について

◇１号認定

・４月１日現在で３歳になっている児童（３～５歳児）は、随時入園を受け付けます。
・４月２日以降に満３歳になる児童の途中入園は７月１日と１０月１日に入園時期を設定しています。
　例：５月に満３歳になる児童　→　７月１日入園 または １０月１日入園
　　９月に満３歳になる児童　→　１０月１日入園
　　１０月以降に満３歳になる児童　→　翌年４月に３歳児として入園（今年度の入園はできません）

◇２・３号認定

・定員に空きがある場合、随時入園を受け付けます。
・満１０か月の児童の入園は、満１０か月になる翌月初日から入園となります。
※近年、２歳児以下（特に１歳児、０歳児）の入園希望が増えており、定員や職員配置の状況により、ご希望の時期に入園できない可能性があります。入園希望がある方は、できるだけお早めにご相談ください。

◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

２・３号認定には就労時間等の違いによってさらに「保育**標準時間**」認定と「保育**短時間**」認定に区分されます。

◆必要書類

□　清水町立認定こども園入園申込書兼給付認定申請書　（申込児童１人につき１枚）
□　入園児童調査書（申込児童１人につき１枚）
□　保護者（父母）の保育の必要性の認定に必要な書類（保護者１人につき１枚、１号認定は不要）

要件		利用できる期間	保育必要量	必要書類
就労	月 48 時間以上の就労をしている方	就労している期間	48 時間以上…保育短時間 120 時間以上…保育標準時間	□ 就労証明書 ※記載内容に不明点があれば必要に応じて申請者・事業所に対し、記載内容や就労状況について確認する場合があります。
妊娠・出産	妊娠中、出産後間もない方	妊娠時から産後８週間後の月末までの期間	保育標準時間	□ 保育必要事由申立書※ □ 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	疾病や負傷、障害がある方	証明書類に基づく期間	証明書類により保育標準時間・保育短時間に分かれます	□ 疾病：診断書（保育できない理由や期間がわかるもの） □ 障害：障がい者手帳の写し □ 在宅障がい児（者）該当世帯申出書
介護・看護	同居親族（長期入院を含む）の介護、看護をしている方			□ 診断書（同居親族等の介護・看護が必要とわかるもの）
災害復旧	災害の復旧に当たる方	災害復旧に必要となる期間	保育標準時間	□ 保育必要事由申立書※ □ 罹災証明書等の写し
求職活動	継続的な求職活動をしている方	入園から 90 日間	保育短時間	□ 求職活動（起業準備）申告書※
就学・職業訓練	就学している方、職業訓練を受けている方	卒業、職業訓練終了までの期間	証明書類により保育標準時間・保育短時間に分かれます	□ 保育必要事由申立書※ □ 在学証明書・学生証等の写し
虐待・ＤＶ	虐待・ＤＶの恐れがある方	状況に応じて必要となる期間	保育標準時間	□ 関係機関からの証明書等の写し
育児休業	育児休業により保育の継続利用が必要な方	対象の児童が満１歳となる年度末までの期間	保育短時間	□ 育児休業取得（育児のための休業）に伴う保育等利用継続申込書※
その他	その他上記に類する状態として町が認める方	状況に応じて必要となる期間	状況に応じた時間	□ 保育必要事由申立書※ □ 必要に応じた書類

※上記要件が変更になった場合、認定区分の見直しを行います。
速やかに必要書類の提出をお願いいたします。必要書類の提出が遅れた場合は、認定変更の決定が遅れることがありますのでご注意ください。

※この募集要項には、就労証明書を２枚添付しています。
保育必要事由申立書、求職活動（起業準備）申告書等が必要な方は各こども園または子育て支援課へお申し出ください。

※入園申込書等に記載された個人情報は、保育施設の運営と保育行政の適正な実施のために必要な範囲でのみ利用します。その他の目的で利用することはありません。

※申込書提出後、入園面談を行ったうえで入園決定をします。面談日は、追ってお知らせします。
なお、途中入園者の面談は入園希望時期にあわせ随時実施します。

３　施設情報

清水町内には２か所の町立認定こども園があります。

◆基本情報

施設名	住所	定員
しみず認定こども園 TEL:0156-67-9000 （幼保連携型認定こども園）	〒089-0135 清水町北１条１丁目１番地	１号認定　　３０名 ２・３号認定　１７０名
御影こども園 TEL:0156-63-2026 （保育所型認定こども園）	〒089-0372 清水町御影東２条４丁目１番地	１号認定　　６名 ２・３号認定　　７４名

◆開園日・保育時間等

認定区分	利用可能曜日	休園日	利用時間
１号認定	月 ～ 金	土曜日、日曜日、祝日、 夏休み、冬休み、春休み	８：30 ～ 13：30
２・３号認定	月 ～ 土	日曜日、祝日、 年末年始（12/29～1/3）	保育標準時間 ７：30 ～ 18：30 保育短時間　８：00 ～ 16：00

【その他】

◇時間外保育について
希望に応じて有料（150 円／30 分）で時間外保育を行います。保育時間は７時 30 分から 19 時 00 分までの時間内となります。（住民税非課税世帯等は免除）

◇ならし保育について
初めて入園される場合は、「ならし保育」として、入園日から１週間程度の期間について午前中のみの保育となります。

◆認定区分と保育必要量による利用時間

認定区分	利　用　時　間								
１号認定	時間外保育 7:30～	8:30		13:30	時間外保育 13:30～				閉園 19:00
２・３号認定 （保育**短時間**）	時間外保育 7:30～	8:00			16:00	時間外保育 16:00～			
２・３号認定 （保育**標準時間**）	7:30				18:30	時間外保育 18:30～			
	登園・自由遊び		教育保育活動・給食	午睡・間食・保育	降園・自由遊び				

※認定を受けた教育・保育時間内で、就労時間等に合わせてご利用ください。お子さんの疲労を抑え、家庭での生活を大切にするために、退勤後は速やかなお迎えをお願いします。
※認定時間を超えた利用があった場合は、時間外保育扱いとなり時間外保育料が発生します。

４　保育料

保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額によって決定します。

４月１日時点で３歳以上の児童（３～５歳児）、１号認定に該当する児童、第２子以降の児童の保育料は無料です（第２子以降の児童の保育料は町が助成しています）。第１子の０～２歳児までの保育料は、下記のとおりです。

４～８月分は前年度の市町村民税、９～翌年３月分は当年度の市町村民税により保育料を決定します。

【保育料料金表】（令和元年１０月１日～）

階層区分	定　　義		３歳児未満		３歳児以上
			保育標準時間	保育短時間	保育標準・短時間
1	生活保護法による被保護世帯		0 円	0 円	無料
2	1 階層を除き市町民税が非課税の世帯		0 円	0 円	
3	1 階層、2 階層を除き市町村民税の所得割課税額が 48,600 円未満		9,500 円 （ 3,300 円）	9,300 円 （ 3,200 円）	
4	市町村民税所得割額が右の世帯	48,600 円以上 67,000 円未満	16,200 円 （ 5,700 円）	15,900 円 （ 5,500 円）	
5		67,000 円以上 97,000 円未満	21,800 円 （ 7,600 円）	21,400 円 （ 7,400 円）	
6		97,000 円以上 140,000 円未満	30,500 円 （15,250 円）	29,900 円 （14,950 円）	
7		140,000 円以上 169,000 円未満	38,000 円 （19,000 円）	37,300 円 （18,650 円）	
8		169,000 円以上 254,000 円未満	45,500 円 （22,750 円）	44,600 円 （22,300 円）	
9		254,000 円以上 301,000 円未満	53,200 円 （26,600 円）	52,200 円 （26,100 円）	
10		301,000 円以上	61,000 円 （30,500 円）	59,900 円 （29,950 円）	

※（　）は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、要保護者等その他の世帯

※市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

【保育料の減免】

・ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、要保護者等その他の世帯は、保育料が減免されます。
・ひとり親世帯、要保護者等その他の世帯は、入園申込書で確認します。
・在宅障がい児（者）のいる世帯は、在宅障がい児（者）該当世帯申出書を提出してください。
・世帯の状況に変更があった場合（婚姻・離婚、在宅障がい児（者）がいなくなった等）は、速やかに子育て支援課児童保育係までご相談ください。